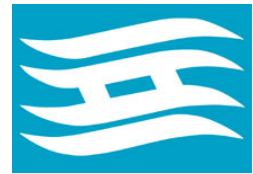


兵庫県公報

平成30年10月9日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（新行政課）	2
○ 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	3
○ 兵庫県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（港湾課）	3
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築指導課）	4
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（同）	4
○ 暴力団排除条例の一部を改正する条例（警察本部暴力団対策課）	5
規 則	
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（新行政課）	7
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	11

公布された法令のあらまし

- 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）**
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等を踏まえ、知事その処理に当たり本人確認情報（住民票に記載されている氏名等の情報をいう。）及び個人番号を利用することができる事務の範囲等について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）**
公職選挙法の一部改正により、県議会議員の選挙において選挙運動のために使用するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）を頒布することができることとされるとともに、条例で定めるところにより、県は当該選挙運動用ビラの作成費用を公費で負担することができることとされることに伴い、当該費用の公費負担について必要な事項を定めることとした。
- 兵庫県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第43号）**
港湾管理者以外の者の行う工事又は行為により必要を生じた港湾管理者の行う港湾工事の費用について、その必要を生じさせた者に当該費用の全部又は一部を負担させることができるよう、港湾法の規定に基づき負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収の方法について定めることとした。
- 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第44号）**
建築基準法の一部改正により、国際的な規模の競技会等の用に供することその他の理由により、1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合における建築の許可等の手続が新設されたことを踏まえ、当該許可等の申請に係る手数料を新たに定める等所要の整備を行うこととした。
- 建築基準条例の一部を改正する条例（条例第45号）**
建築基準法の一部改正により、防火地域及び準防火地域以外の市街地で知事が指定する区域内にある木造建築物等である学校、映画館等の小規模な特殊建築物について、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないこととする基準が廃止されたこと等を踏まえ、関係規定について所要の整備を行うこととした。
- 暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第46号）**
暴力団の不当な介入を防止し、もって住民及び来訪者にとってより一層安全で安心なまちづくりを推進するため、県内有数の歓楽街のある地域を暴力団の排除を特に推進する地域として定め、暴力団員が当該地域にお

いて特定の接客業を営む者に不正な利益を求め、及び当該地域において特定の接客業を営む者が暴力団員を利用する行為を罰則をもって禁止することとした。

●**本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則**（規則第48号）

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正に伴い、知事が本人確認情報（住民票に記載されている氏名等の情報をいう。）及び個人番号を利用することができる事務並びに当該事務において利用することができる特定個人情報（個人番号をその内容を含む個人情報をいう。）の範囲を定める等、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則
- 2 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則
- 3 兵庫県立総合衛生学院学則
- 4 兵庫県立農業大学校管理規則
- 5 兵庫県立森林大学校管理規則

●**収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第49号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、建築基準法に関する手数料に建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料が追加されること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

条 例

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第41号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

（本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正）

第1条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の2中「第8条第1項又は第2項」を「第17条第1項」に改め、同表2中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改め、同表6の3中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同表14の次に次のように加える。

14の2 兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立農業大学校及び兵庫県立森林大学校の授業料、入学料及び入学
 考査料の免除に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の23中「第1条の2第1項」を「第2条第1項」に改め、同表29中「就労自立支援金」を「就労自立給付金若しくは進学準備給付金」に改め、同表30の次に次のように加える。

30の2 特定不妊治療（体外受精又は顕微授精による不妊治療をいう。）に要する費用に係る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

（個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正）

第2条 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の款(1)の項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同款(3)の項の次に次のように加える。

③の2 兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立農業大学校及び兵庫県立森林大学校の授業料、入学料及び入学考査料の免除に関する事務（以下「総合衛生学院授業料等免除事務」という。）であって規則で定めるもの

別表第1の1の款(4)の項中「就労自立支援金」を「就労自立給付金若しくは進学準備給付金」に改め、同款(5)の項の次に次のように加える。

(5)の2 特定不妊治療（体外受精又は顕微授精による不妊治療をいう。）に要する費用に係る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の款(3)の項中「就労自立給付金」の右に「若しくは進学準備給付金」を加え、同項の次に次のように加える。

(3)の2 総合衛生学院授業料等免除事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
----------------------------------	-----------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例別表第2の1の2及び23の改正規定は農薬取締法の一部を改正する法律(平成30年法律第53号)の施行の日から、同表2の改正規定は平成31年4月1日から施行する。



兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第42号

兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第142条第1項第3号」の右に「及び第4号」を加え、「ビラ（兵庫県知事の選挙の場合に限る。）」を「ビラ（）」に改める。

第7条中「兵庫県知事」を「兵庫県議会議員及び兵庫県知事」に改める。

第9条及び第10条中「第142条第1項第3号」の右に「及び第4号」を、「第132条の4第1項」の右に「、第132条の5第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。



兵庫県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第43号

兵庫県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

兵庫県港湾施設管理条例（昭和36年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和25年法律第218号」の右に「。以下「法」という。」を加える。

第16条の次に次の1条を加える。

（原因者の負担）

第16条の2 法第43条の3第2項に規定する負担金の徴収を受ける者は、同条第1項の港湾工事の必要を生じ

させた工事若しくは行為を行った者又は当該工事若しくは行為に係る費用を負担する者とする。

2 前項の負担金の徴収は、同項の者に対し、地方自治法第231条の規定による納入の通知をして行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の兵庫県港湾施設管理条例第16条の2の規定は、平成30年9月1日以後に行われた工事又は行為により必要を生じた港湾法(昭和25年法律第218号)第43条の3第1項に規定する港湾工事の費用について適用する。



使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第44号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4の21の部中

「

(12) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	33,000円
------------------------------	-----------------------------------	---------

」

を

「

(11)の3 建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の認定の申請に対する審査	27,000円
(12) 建築物の敷地と道路との関係の許可申請手数料	法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の許可の申請に対する審査	33,000円

」

に改め、同部(36)の款を次のように改める。

(36) 仮設興行場等建築許可申請手数料	法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	3月以内の期間を定めて許可する場合	60,000円
		その他の場合	120,000円
	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		160,000円

別表第4の64の3の部及び別表第5の13の部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第45号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第4条中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に、「をいう」を「をいい、法第43条第1項各号に掲げるものを除く」に改める。

第5条第2項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2の2第1号」を「建築基準法施行規則第10条の3第4項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第16条第2項及び第23条第2項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2の2第1号」を「建築基準法施行規則第10条の3第4項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改める。

第24条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第26条第1項中「けた行」を「桁行」に改め、同条第2項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2の2第1号」を「建築基準法施行規則第10条の3第4項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改める。

第27条の2第2項中「第112条第14項第1号」を「第112条第13項第1号」に改める。

第27条の3第2項中「並びに第24条」を削り、「第15条」の右に「、第24条」を加える。

第27条の4第2項中「、第20条第2項及び第24条第1号」を「及び第20条第2項」に改める。

第27条の5の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第85条第5項」の右に「又は第6項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、「、第13条」を削る。

第27条の11中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第28条中「第7条から第20条まで」を「第7条から第12条まで、第14条から第20条まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第46号

暴力団排除条例の一部を改正する条例

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 雑則（第24条―第28条）

第7章 罰則（第29条）」

を

「第6章 暴力団排除特別強化地域（第24条・第25条）

第7章 雑則（第26条―第30条）

第8章 罰則（第31条・第32条）」

に改める。

第2条に次の3号を加える。

- (7) 暴力団排除特別強化地域 別表に掲げる地域をいう。
- (8) 特定接客業 次に掲げる営業をいう。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業
 - イ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
 - ウ 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
 - エ 風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業
 - オ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条に規定する営業のうち設備を設けて客に飲食をさせる営業

(9) 特定接客業者 特定接客業を営む者をいう。

第29条に見出しとして「(罰則)」を付し、同条第1項に次の2号を加える。

(3) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第24条第1項又は第2項の規定に違反した者

(4) 第25条第1項又は第2項の規定に違反した者

第29条第2項中「第24条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第3号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第29条を第31条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第28条を第30条とする。

第27条第2号中「第25条」を「第27条」に改め、同条を第29条とする。

第26条を第28条とし、第25条を第27条とし、第24条を第26条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 暴力団排除特別強化地域

(暴力団排除特別強化地域における特定接客業者の禁止行為)

第24条 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の業務に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から、その営業所等（営業所又は従業者が派遣された場所をいう。以下同じ。）における顧客、従業者その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務の提供を受けてはならない。

2 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の業務に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、その営業を営むことを容認すること又はその営業所等における顧客、従業者その他の者との紛争の解決若しくは鎮圧を行うことの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団排除特別強化地域における暴力団員の禁止行為)

第25条 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の業務に関し、特定接客業者に対し、その営業所等における顧客、従業者その他の者との紛争の解決若しくは鎮圧を行う役務の提供をし、又は指定した者に当該役務の提供をさせてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の業務に関し、特定接客業者から、その営業を営むことを容認すること若しくはその営業所等における顧客、従業者その他の者との紛争の解決若しくは鎮圧を行うことの対償として利益の供与を受け、又は指定した者に当該利益の供与を受けさせてはならない。本則に次の1条を加える。

(両罰規定)

第32条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項又は第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

名 称	地 域

三 宮 地 区	神戸市中央区のうち 加納町3丁目並びに中山手通1丁目及び2丁目のうち市道長田楠日尾線以南の地域 加納町4丁目 下山手通1丁目及び2丁目 北長狭通1丁目及び2丁目
福 原 地 区	神戸市兵庫区のうち 福原町 西上橋通1丁目及び2丁目 西橋通1丁目及び2丁目 西多聞通1丁目及び2丁目
神田新道地区	尼崎市のうち 昭和通4丁目及び5丁目 昭南通4丁目及び5丁目 神田北通2丁目から4丁目まで 神田中通2丁目から4丁目まで 神田南通1丁目
魚 町 地 区	姫路市のうち 坂元町 本町のうち国道2号以南及び市道城南29号線以西の地域 福中町 西二階町のうち市道城南29号線以西の地域 魚町 立町 塩町 十二所前町のうち市道幹第8号線以北の地域

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規 則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第48号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の2の項中「第8条第1項又は第2項」を「第17条第1項」に改め、同表2の項中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改め、同表6の3の項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に、「に規定する職業転換給付金」を「に掲げる給付金」に改め、同表14の項の次に次のように加える。

14の2 条例別表第2の14の2の規則で定める事務	(1) 兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立農業大学校及び兵庫県立森林大学校の授業料、入学料及び入学考査料の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) (1)の免除の取消し
---------------------------	--

別表第2の23の項中「第1条の2第1項」を「第2条第1項」に改め、同表29の項事務の欄(6)中「に係る法」の右に「第77条の2第1項又は」を加え、「(6)に」を「(7)に」に改め、同欄中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

- (5) 外国人に対する法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

別表第2の30の項を次のように改める。

<p>30 条例別表第2の30の規則で定める事務</p>	<p>(1) 私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程若しくは各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の児童若しくは生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する授業料の軽減に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) (1)の交付の決定の取消し</p>
------------------------------	---

別表第2の30の項の次に次のように加える。

<p>30の2 条例別表第2の30の2の規則で定める事務</p>	<p>(1) 特定不妊治療（体外受精又は顕微授精による不妊治療をいう。）に要する費用に係る助成金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) (1)の助成金の返還</p>
----------------------------------	--

別表第2の32の項を次のように改める。

<p>32 条例別表第2の32の規則で定める事務</p>	<p>(1) 高等学校等の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) (1)の支給の決定の取消し</p>
------------------------------	--

別表第3の2の項事務の欄(2)中「、その」を「又はその」に改め、「又はその届出に対する応答」を削り、同欄に次のように加える。

(3) (1)の免除の取消し

（個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年兵庫県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に、「に規定する職業転換給付金」を「に掲げる給付金」に改め、同表3の項の次に次のように加える。

<p>3の2 条例別表第1の1の款(3)の2の項の規則で定める事務</p>	<p>(1) 兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立農業大学校及び兵庫県立森林大学校の授業料、入学金及び入学考査料（以下「総合衛生学院授業料等」という。）の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) (1)の免除の取消しに関する事務</p>
---------------------------------------	---

別表第1の4の項事務の欄(8)中「第77条第1項」の右に「、第77条の2第1項」を加え、同欄中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

別表第1の5の項を次のように改める。

<p>5 条例別表第1の1の款(5)の項の規則で定める事務</p>	<p>(1) 私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程若しくは各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の児童若しくは生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者</p>
-----------------------------------	---

	等をいう。以下同じ。)に対する授業料の軽減に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) (1)の交付の決定の取消しに関する事務
--	--

別表第1の5の項の次に次のように加える。

5の2 条例別表第1の1の款(5)の2の項の規則で定める事務	(1) 特定不妊治療（体外受精又は顕微授精による不妊治療をいう。）に要する費用に係る助成金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) (1)の助成金の返還に関する事務
--------------------------------	---

別表第1の7の項を次のように改める。

7 条例別表第1の1の款(7)の項の規則で定める事務	(1) 高等学校等の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) (1)の支給の決定の取消しに関する事務
----------------------------	---

別表第1の9の項事務の欄(2)中「、その」を「又はその」に改め、「又はその届出に対する応答」を削り、同欄に次のように加える。

(3) (1)の免除の取消しに関する事務

別表第2の3の款の次に次のように加える。

3の2 条例別表第2の1の款(3)の2の項の規則で定める事務	(1) 総合衛生学院授業料等の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報
	(2) (1)の免除の取消しに関する事務	当該取消しをされる者又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報

別表第2の4の款事務の欄(1)中「(7)及び(8)」を「(8)及び(9)」に改め、同表5の款を次のように改める。

5 条例別表第2の1の款(5)の項の規則で定める事務	(1) 私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程又は各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の児童又は生徒の保護者等に対する授業料の軽減に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2) (1)の交付の決定の取消しに関する事務	(1) 当該保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報 (2) 当該生徒に係る就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金支給関係情報」という。）
----------------------------	--	---

別表第2の7の款を次のように改める。

7 条例別表第2の1の款(7)の項の規則で定める事務	(1) 高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2) (1)の支給の決定の取消しに関する事務	(1) 当該保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報 (2) 当該生徒又は学生に係る就学支援金支給関係情報
----------------------------	---	---

別表第2の10の款を次のように改める。

10 条例別表第2の2の款(1)の項の規則で定める事務	(1) 授業料等徴収条例第11条第1項の授業料、入学検査料、入学料及び受講料の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
	(2) 授業料等免除規則第5条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報
	(3) (1)の免除の取消しに関する事務	当該取消しをされる者に係る就学支援金支給関係情報

別表第3の4の項を次のように改める。

4 条例別表第3の2の款(2)の項の規則で定める事務	別表第2の10の款(1)の項事務の欄に掲げる事務	(1) 当該申請を行う者の保護者等又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報 (2) 当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
	別表第2の10の款(2)の項事務の欄に掲げる事務	(1) 当該届出を行う者の保護者等又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報 (2) 当該届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報
	別表第2の10の款(3)の項事務の欄に掲げる事務	(1) 当該取消しをされる者の保護者等又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報 (2) 当該取消しをされる者に係る就学支援金支給関係情報

(兵庫県立総合衛生学院学則の一部改正)

第3条 兵庫県立総合衛生学院学則(昭和46年兵庫県規則第76号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「本人学院名_____

_____学科_____制_____学年

住 所_____

氏 名_____④

_____年_____月_____日生

電 話(_____)—(_____)—(_____)_____

保証人 住 所_____

氏 名_____④

_____年_____月_____日生

電 話 () — () — ()」

を

「本 人 _____ 学科 _____ 制 _____ 学年

氏 名 _____ ㊦

個人番号 _____

保証人 氏 名 _____ ㊦」

に、「授業料の」を「授業料等の種類及び」に改める。

(兵庫県立農業大学校管理規則の一部改正)

第4条 兵庫県立農業大学校管理規則(昭和58年兵庫県規則第34号)の一部を次のように改正する。

様式第10号中「兵庫県知事殿」を「兵庫県知事 _____ 様」に、

「本人の氏名 _____ ㊦」

を

「本人の氏名 _____ ㊦

個 人 番 号 _____」

に、「の額」を「の種類及び額」に改める。

(兵庫県立森林大学校管理規則の一部改正)

第5条 兵庫県立森林大学校管理規則(平成28年兵庫県規則第38号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中

「本人の氏名 _____ ㊦」

を

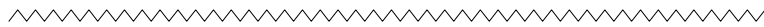
「本人の氏名 _____ ㊦

個 人 番 号 _____」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則別表第2の1の2の項及び23の項の改正規定は農薬取締法の一部を改正する法律(平成30年法律第53号)の施行の日から、同表2の項の改正規定は平成31年4月1日から施行する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第49号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項20(11)の2の次に(11)の3として次のように加える。

(11)の3 建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項20(12)を次のように改める。

(12) 建築物の敷地と道路との関係の許可申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項20(36)を次のように改める。

(36) 仮設興行場等建築許可申請手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。